

福岡市営繕工事における週休2日工事实施要領

1. 目的

建設業界では、若手技術者の離職や入職者の減少など、将来の担い手確保が大きな課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。

そのため、福岡市では、建設業界の週休2日推進に向けた取り組みとして、公共工事における週休2日工事を実施する。

2. 用語の定義

(1) 週休2日

- ① 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- ② 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。
なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

(4) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

(5) 4週8休以上

- ① 月単位の4週8休以上とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

なお、現場閉所日（現場休息日）を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

- ② 通期の4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

3. 対象工事

福岡市が発注する営繕工事に適用する。ただし、以下の工事は除く。

- ① 緊急を要する工事（災害復旧工事、緊急修繕工事など）
- ② 工事期間が短い工事（契約工期1カ月未満、現場施工期間1週間未満）

4. 発注方式

次の①または②のいずれかによる方式を基本とする。

① 発注者指定方式

発注者が月単位の週休2日に取り組むことを指定する方式（通期の週休2日は必須）

② 受注者希望方式

受注者が工事着手前に発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式（通期の週休2日は必須）

なお、工事着手後においても再度協議を行い、月単位の週休2日に取り組むよう変更することができる。

5. 積算方法等

(1) 補正方法

週休2日工事において、対象期間中の現場閉所（現場休息）の状況に応じた以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。

	労務費（複合単価）	市場単価等
① 月単位の4週8休以上	1.04	別紙①
② 通期の4週8休以上	1.02	別紙①

(2) 積算及び変更方法

① 発注者指定方式

月単位の4週8休以上を前提に、(1)①により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、月単位の4週8休以上に満たない場合は、補正係数を(1)②に変更し、通期の4週8休に満たない場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。なお、契約変更においては、契約書第24条の規定に基づき行うものとする。

② 受注者希望方式

通期の4週8休以上を前提に、(1)②により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、月単位の4週8休以上を満たす場合は、補正係数を(1)①に変更し、請負代金額のうち労務費補正分を増額変更する。また、通期の4週8休に満たない場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。なお、契約変更においては、契約書第24条の規定に基づき行うものとする。

6. 対象工事である旨等の明示

- (1) 対象工事である旨等の明示は、現場説明書及び特記仕様書への記載により行うものとする。
- (2) (1)の記載は、別記1の記載例を参考にするものとする。

7. 現場閉所（現場休息）の確認方法等

(1) 現場閉所（現場休息）の確認方法

① 工事着手前

- ・ 監督職員は、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、月単位の週休2日又は通期の週休2日が確保されていることを確認する
- ・ 「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。
- ・ 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所（現場休息）の予定日を調整したうえで、その予定日を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員に提出する。

② 工事着手後

- ・ 監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。なお、「実施工程表」等の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。
- ・ 監督職員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。
- ・ 受注者は、監督職員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため「実施工程表」等に現場閉所（現場休息）の日を記載し、監督職員に提出する。

③ その他留意事項

- ・ 現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- ・ 監督職員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示等は行わないように配慮する。
- ・ 監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。
- ・ 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督職員は受注者と協議する。
- ・ 監督職員は、労働基準法第30条第2項の規定に基づき、統括安全衛生管理義務者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、同法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際などに、統括安全衛生管理義務者である受注者が現場休息となる日における代理者について事前に調整を行う。

(2) 週休2日工事の見える化

施設管理者の承諾を前提に週休2日工事である旨を仮囲い等に明示する。

(3) 適正な工期の確保

余裕期間制度を積極的に活用するとともに、公共建築工事における工期設定の基本的考え方等に基づき、全体の工程に遅延が生じないように、設備工事等の後工程の適正な施工期間や設備の総合試運転調整等に必要な期間を確保する、猛暑による作業不能日数を考慮する（別記2）など適正な工期を設定する。

特に新営工事については、（一社）日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」等を参考活用する。

(4) 工事成績評価

週休2日を達成できた場合、工程管理の項目で評価する。なお、達成できなかった場合に減点は行わない。

8. 部分的交替制について（試行）

(1) 部分的交替制の実施

契約後、受注者が、繁忙期のみ等、工期全体のうち部分的に交替制の実施を希望する場合、監督員との協議により交替制を実施することができる。部分的交替制を実施できる期間は1カ月間とする。

(2) 休日の確認方法等

「福岡市営繕工事における週休2日交替制工事実施要領」による。

9. その他

(1) 証明書の発行

週休2日工事を実施した受注者（希望者のみ）に週休2日実施証明書を発行する。

附則

本実施要領は、令和3年4月1日以降に入札手続を開始する営繕工事から適用する。

令和4年8月1日改定

令和6年4月1日改定

令和6年10月1日改定

(別記 1) 現場説明書等における記載例

(1) 現場説明書

①発注者指定方式の場合

本工事は、発注者が月単位の週休 2 日に取り組むことを指定する週休 2 日工事（発注者指定方式）である。

②受注者希望方式の場合

本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して月単位の週休 2 日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休 2 日工事（受注者希望方式）である。なお、通期の週休 2 日については、受注者は協議にかかわらず取り組むものとする。

(2) 特記仕様書

週休 2 日工事

1. 週休 2 日工事の対象工事について

本工事は、週休 2 日工事の対象工事であり、週休 2 日を前提とした工期を設定している。

2. 発注方式について（該当事項○印）

- ・発注者指定方式（発注者が月単位の週休 2 日に取り組むことを指定して実施（通期の週休 2 日は必須））
- ・受注者希望方式（受注者が工事着手前に発注者に月単位の週休 2 日に取り組む旨を協議して実施（通期の週休 2 日は必須））

3. 費用補正について

- 1) 発注者指定方式の場合、月単位の 4 週 8 休以上を前提に労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成している。現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、月単位の 4 週 8 休以上に満たない場合は、労務費の補正を変更し、通期の 4 週 8 休に満たない場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。
- 2) 受注者希望方式の場合、通期の 4 週 8 休以上を前提に労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成している。現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、月単位の 4 週 8 休以上を満たす場合は、労務費を補正し、請負代金額を増額変更する。また、通期の 4 週 8 休に満たない場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。
- 3) 補正率は、「福岡市営繕工事における週休 2 日工事实施要領」を参照すること。

4. 部分的交替制（試行）について

- 1) 受注者は、工事全体のうち部分的に交替制の実施を希望する場合、監督員との協議により交替制を実施することができる。部分的交替制を実施できる期間は1カ月間とする。

5. その他

- 1) 発注者は、労働安全衛生法に基づき指名する統括安全衛生管理義務者が現場休息となる日に、その職務を行う代理者をあわせて指名する。
- 2) 「福岡市営繕工事における週休2日工事实施要領」に基づき実施すること。（福岡市ホーム>創業・産業・ビジネス>公共工事・技術情報>公共工事の技術管理関連>公共工事の技術管理>週休2日工事）

(別記2) 猛暑日

営繕工事における猛暑による作業不能日数の取扱いに係る運用指針

(1) 猛暑による作業不能日数の算定の対象

猛暑による作業不能日数の算定の対象とする時間は、定時の現場作業時間のうち、環境省が観測し公表する工事場所近傍の観測地点における WBGT 値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）が 31 以上となった時間とする。

(2) 工事発注時の取扱い

工事発注時は、下記のいずれかの取り扱いとし、下記(4)の記載例を参考に、特記仕様書に明記する。

- ① 猛暑による作業不能日数を当初の工期に見込む場合
- ② 猛暑による作業不能日数を当初の工期には見込まず、契約書第21条に基づき、受注者からの請求により協議し、工期の変更を行う場合

① 猛暑による作業不能日数を当初の工期に見込む場合

猛暑による作業不能日数は、定時の現場作業時間を、各日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）に定める行政機関の休日及び夏季休暇（3 日）を除く。）の 8 時から 17 時までとし、上記(1)に該当する時間を、過去 5 年の WBGT 値データに基づき算定し、日数に換算したものの 5 年分を平均したものとする。（小数点以下第一位を四捨五入する。）

② 猛暑による作業不能日数を当初の工期には見込まず、契約書第21条に基づき、受注者からの請求により協議する場合

受注者からの請求に基づき、必要があると認められる場合、工期を延長する。工期の変更に係る取扱いは、下記(3)②を参照する。

(3) 工期の変更に係る取扱い

① 猛暑による作業不能日数を当初の工期に見込む場合

工期中に発生した猛暑による作業不能日数は、当該現場における定時の現場作業時間において、上記(1)に該当し、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したものとする。（小数点以下第

一位を四捨五入する。)

この日数が、上記(2)①において設計図書に明示する日数と著しく乖離し、受発注者間において協議し必要と認められる場合は、猛暑による作業不能日数について設計図書を変更し、工期及び請負代金額を変更する。

② 猛暑による作業不能日数を当初の工期には見込まず、契約書第21条に基づき、受注者からの請求により協議し、工期の変更を行う場合

工期中に発生した猛暑による作業不能日数は、上記(3)①の算定方法による。この日数が、受発注者間において協議し必要と認められる場合は、猛暑による作業不能日数について設計図書を変更し、工期及び請負代金額を変更する。

(4) 特記仕様書記載例

猛暑による作業不能日数

1. 猛暑による作業不能日数について（該当事項○印）

- ・本工事は、猛暑による作業不能日数を○日間見込んでいる。

なお、気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する九州地方_福岡_福岡地点におけるWBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））が当初見込んだ日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

- ・本工事は、猛暑による作業不能日数を当初の工期には見込まず、建設工事請負契約書契約条項第21条に基づき、受注者からの請求により協議する。